

平成20年11月28日施行の建設業法改正内容

1. 一括下請負の禁止

「共同住宅を新築する建設工事」については、一括下請負が全面的に禁止されました。

(注) ただし、「長屋」は共同住宅に含まれないためこの規定は適用されません。

(建設業法第22条第3項)

2. 民間工事における専任の監理技術者の要件

民間工事であっても、公共性のある施設または多数の者が利用する施設・工作物に関する重要な建設工事に専任で置かれる監理技術者は、公共工事と同じく、「監理技術者資格者証」の交付と「監理技術者講習」の受講が義務付けられました。

(注1) 「長屋」を建設する工事については適用されません。

(注2) 「併用住宅」の建設工事で、事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1/2以下であり、かつ請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分した併用部分に相当する請負金額が専任要件の金額基準である5千万円未満（建築一式工事の場合）の場合は、戸建て住宅と同様であるとみなし、専任配置は適用されません。

(建設業法第26条第4項，同施行令第27条)

3. 営業に関する図書の保存

建設工事は工事目的物の引渡し後に瑕疵をめぐる紛争が生じることが多く、その解決の円滑化を図るため、これまで営業所ごとに5年間の保存が義務付けられた帳簿および添付資料だけではなく、新たに施工に関する事実関係の証拠となる書類を工事目的物の引渡しから10年間保存することが義務付けられました。

イ. 完成図（みずから作成あるいは発注者から受領した場合）

ロ. 発注者との打合せ記録（工事内容に関するもので相互に交付したもののみ）

ハ. 施工体系図（作成特定建設業者の場合）

(注) 発注者から直接建設工事を請負った建設業者はイとロ，作成特定建設業者はイ～ハが該当します。

(建設業法第40条の3，同施行規則第26～28条)